

平成29年第6回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年6月29日(木)午後1時30分から午後2時10分

2 開催場所 ニセコ町役場 第2会議室

3 出席委員(10人)

会長	10番	荒木 隆志			
会長職務代理者	7番	土生 政徳			
委員	1番	山下 暁子	2番	吉原 敏文	
	3番	松田 修身	4番	山崎 常雄	
	5番	竹ヶ原正徳	6番	平松 利幸	
	8番	長井 修	9番	田中 則雄	

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について
- 第 5 報告第2号 農業経営改善計画の認定について
- 第 6 報告第3号 平成28年度農地の権利移動等の状況について
- 第 7 議案第1号 平成28年度の点検・評価及び平成29年度活動計画について
- 第 8 議案第2号 農地所有適格法人の要件確認について
- 第 9 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第10 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第11 議案第5号 農用地利用関係調整委員の指名について
- 第12 追加議案第1号 農業経営改善計画の協議について
- 第13 追加議案第2号 農用地利用関係調整委員の指名について

5 農業委員会事務局職員

事務局長	福村 一広	農地係長	高田 伸次
------	-------	------	-------

6 会議の概要

会 長 この顔ぶれでは最後の総会となります。総会後は、親交会主催の顎別れ会も予定されおります。残る委員と協力しながら農業委員会業務を行っていきたいと思います。スムーズに進行していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 ただいまの出席委員は、10名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年、第6回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、3番 松田修身君、4番 山崎常雄君を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の福村局長、高田係長を指名いたします。

 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。おはかりいたします。今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

 【異議なしの声あり】

 ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定しました。

 日程第3、諸般の報告をいたします。平成29年第5回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。その内容は、別紙動静書のとおりであります。以上をもって、諸般の報告を終わります。

 日程第4、報告第1号「農用地利用関係調整の結果について」の件、
 日程第5、報告第2号「農業経営改善計画の認定について」の件、
 日程第6、報告第3号「平成28年度農地の権利移動等の状況について」の件の3件を一括議題といたします。

 事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局 【報告第1号の朗読】

 2番については、まだ賃貸借が継続しているため、賃貸借終了後の平成29年9月の総会で、所有権移転の利用集積計画をご審議いただく予定です。以上で議案の朗読と説明を終わります。

事務局

【報告第2号の朗読】

6件の協議書がありました。2番及び6番については、目標の農業所得額が減額となっておりますが、昨年度の所得は人参等による一時的な所得上昇となっております。協議書の提出については、5月17日まででしたので総会にかかる時間がなく、再認定でもあるため、全件適正であるとの会長専決処分といたしました。

【報告第3号の朗読】

面積については、重複している面積や利用権の再設定もあるため、全てが移動したわけではありません。

以上で、議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

それでは、ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

それでは、ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

発言がないようですので、報告第1号から報告第3号まで報告済とします。

日程第7、議案第1号「平成28年度の点検・評価及び平成29年度の活動計画について」の件を議題とします。

事務局より議題の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案の朗読】

平成28年度の評価ですが、43ページをご覧ください。

集積面積が延びておりますが、町外の認定農業者やいままで担い手になっていなかった方の面積を集積面積に含めたことなどで増加しています。

44ページは、昨年〇〇さんが新規就農しておりますので、その面積について記入しており、45ページ中段にある解消面積は、国営事業等により遊休農地の解消はしましたが、真狩との町境にある北海道の育苗畑などを遊休農地としたため面積が増加しています。

46ページについては、ご覧のとおりです。

47ページ以降については、権利移動、農地転用、農地所有適格法人、利用集積など総会での審議件数を掲載しており、49ページは地域農業者からの要望・

事務局

意見や公表状況について記載しております。

50ページからは平成29年度活動計画を掲載しており、担い手への農地集約化、新規就農者の参入促進、52ページは遊休農地に関する措置及び違反転用部分を載せております。昨年実績を踏まえた計画としています。

この計画については、総会審議の後、振興局への送付等行いホームページでも公開する予定です。

以上で、議案の朗読と説明を終わります。

議長

これより議案第1号「平成28年度の点検・評価及び平成29年度の活動計画について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第1号「平成28年度の点検・評価及び平成29年度の活動計画について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は、原案のとおり決定しました。

日程第8、議案第2号「農地所有適格法人の要件確認について」の件を議題とします。

事務局より議題の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案の朗読】

本案については、1件の報告があり、法人形態、売上高、構成員、農業・農作業従事要件について全て適格であると考えています。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

これより議案第2号「農地所有適格法人の要件確認について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

議 長

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第2号「農地所有適格法人の要件確認について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は、原案のとおり決定しました。

日程第9、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

本案は、2件ですが、2件ともに家の老朽化に伴い農家住宅を建設するため転用を行うものです。

1番については、曾我807-1の一部、畑366.58㎡を転用するものであり、場所については56ページで、昨年転用許可した字曾我807-12農業用倉庫の隣に転用を行うものです。

面積については、57ページの土地利用計画図にあるとおりですが、テラス及び地下室については、家本体完成後、自分で増築する予定です。また本地域は準都市計画区域であるため、建物から道路境界より5m以上、隣地境界線から3m以上の間隔が必要なこと、1筆100坪、330㎡以上の面積が必要になっている区域になっております。

転用者については、今の家付近にアスパラ等の作付を行っており、転用地付近にも果樹や野菜等の作付けを行う予定です。

59ページをご覧いただきたいのですが、色が付いたところが農地であり、白いところが山林、原野、宅地です。60ページに航空写真もつけています。

61ページの調査書にあるとおり、周辺農地については、全て10ha以上の集団的農地である1種農地であり、第2種、第3種農地はないこと、農地以外の土地は、既に農業用倉庫や住宅が建築されており利用できる土地がないことから代替地はなく転用はやむを得ないものと考えます。

また、1種農地は原則転用できませんが農家住宅ということで転用可能となっています。

また、現在建築確認申請中であり、土地の分筆については、許可後行う予定です。

1番については以上です。

事務局

55ページに戻っていただいて2番の転用についてです。

2番については、字有島112-12の一部、278㎡を現在の住宅が老朽化したため、現住宅の隣の農地に農家住宅を建てたいとの申請です。

56年経過しており、周辺には代替地はないため転用はやむ得ないものと考えています。転用者は現在、ニセコビュープラザ直売会に出店しているなどトマトやかぼちゃ等を作付けしている農業者です。

申請地は、現在休耕している農地で、家の老朽化のため新たに住宅を建築する計画です。また、住宅のほかに3台駐車するため駐車場敷地として72㎡も転用する計画です。申請者は、息子さんなど家族と住むための住宅でありほかに適当な場所がないとのことですので、やむ得ないと考えます。

まだ、分筆は行っていませんが、許可後に行う予定です。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

これより議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。質疑はありますか。

4番

先ほどちょっと説明を聞き取れなかった部分があるのですが、一般用住宅としては面積が広いと思います。また昨年農業用倉庫を建築した場所から離れているように見えるが、その件について聞きたい。

事務局

ここは準都市計画区域であり、100坪以上の敷地面積が必要な場所であり駐車場等を考慮するとやむ得ないと考えています。場所ですが、昨年許可した場所の隣に建てる計画であり、問題ないと考えています。

議長

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。なければ質疑を終了いたします。これより、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は、原案のとおり決定しました。

議長

議案第4号については、長井委員の案件がありますので本議案の審議終了まで退室をお願いします。

【8番退室】

議 長

日程第10、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第4号の朗読】

76ページをご覧ください。

本案については、所有権の移転が1件55,925㎡、利用権の設定が4件、176,677㎡です。

1番は、報告第2号の所有権移転であり、金額等については既に報告したとおりです。図面は、78ページに添付しております。

79ページをご覧ください。

2番は、〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、新規の賃貸借の設定であり、4筆、39,000㎡、期間5年間、10アール当たり8,000円です。

3番は、〇〇〇さんから〇〇〇〇〇〇さんへの新規の賃貸借の設定であり、5筆、63,001㎡、期間10年間、10アール当たり田10,000円、畑3,000円です。

4番は、〇〇さんから〇〇さんへの賃貸借の再設定であり、1筆18,134㎡、期間5年間、10アール当たり7,950円です。

5番は、〇〇さんから〇〇さんへの使用貸借の設定であり、期間1年間です。

図面は80ページから83ページに添付しています。

以上ですが、利用権の設定を受ける方は、地域で中核的な担い手として積極的に農業経営を行っている農業者です。

計画内容は、84ページから88ページの調査書に記載のとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議 長

これより議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【質疑なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議 長

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

【長井委員、入室着席】

日程第11、議案第5号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案の朗読】

〇〇〇〇さんの申出地については、1筆で21,578平方メートルです。調整委員については、担当地区の委員である山下委員を主任委員に、近隣地区の委員である長井委員を調整委員として提案するものです。申出箇所は89ページの図面に添付しています。

以上で、議案の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第5号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか？

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第5号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は、原案のとおり決定しました。

引き続きお手許に配布しました追加議案について、審議に入りたいと思います。これに、ご異議はありませんか？

【「異議」なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

議 長

日程第12、追加議案第1号「農業経営改善計画の協議について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局 追加議案第1号の朗読と説明】

3ページをご覧いただきたいのですが、先月転用許可した育成舎などを活用し飼育頭数を増加させ、所得の増加を図る計画です。

面積は、賃貸借で規模拡大を行う計画です。4ページ以降は詳細計画になりますので後でご覧いただきたいのですが、7ページの収支については、乳量及び個体販売の増加・単価の増で所得増額を図る計画となっています。

農業経営基盤強化促進法第12条第4項で定める要件を満たしていると考えられます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

これより追加議案第1号「農業経営改善計画の協議について」の件の質疑に入ります。質疑はありますか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、追加議案第1号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は、原案のとおり決定しました。

日程第13、追加議案第2号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 追加議案第2号の朗読と説明】

〇〇〇〇〇さんの申出地については、1筆で13,003平方メートルです。
調整委員については、担当地区の委員である平松委員を主任委員に、近隣地区の委員である土生委員を調整委員として提案するものです。申出箇所は9ページの図面に添付しています。
以上で、議案の朗読と説明を終わります。

議長

これより追加議案第2号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、追加議案第2号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は、原案のとおり決定しました。

以上をもって、平成29年、第5回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年5月31日

議長	荒木隆志	㊟
署名委員 1番	松田修身	㊟
署名委員 9番	山崎常雄	㊟